

# 献血者の健康被害

献血時の採血は、献血者の健康状態等を十分確認した上で行われますが、時には血管迷走神経反応（VVR）、さらにはごくまれにクエン酸反応、神経損傷などの健康被害が起こることがあります（表 2 - 1）。

平成 30 年度における献血者の健康被害として上位に集計される症状とその発生状況を図 2 - 14 に示しました。もっとも発生頻度が高いのは VVR で、献血者数に占める VVR（軽症）発生率は、約 0.6% でした。気分不良や顔面蒼白などの症状が代表的です。

採血事業者は献血申込者にこうした健康被害が起こりうることを説明した上で、献血への協力をお願いしています。また、採血後の十分な休憩や水分補給の必要性、具合が悪くなった時の対処方法について注意を促し、万が一、腕の痛みなど健康状態に心配が生じた時は血液センターに連絡するよう呼びかけています。

献血者の健康被害は、その大部分が軽度なものですが、ごくまれに医療機関の受診を要するような状態になることもあります。そのような場合、従来では、日本赤十字

表 2 - 1 献血者の健康被害の主な態様

名称	概要
VVR (血管迷走神経反応： vasovagal reaction)	採血中に発生することが最も多いが、採血前又は採血後に発生することもある。献血者の心理的不安、緊張もしくは採血に伴う神経生理学的反応による。症状には個人差がある。軽症から放置により重症に進行し、気分不良、顔面蒼白、欠伸、冷汗、眩暈、悪心、嘔吐、さらに、意識喪失、けいれん、尿失禁、便失禁に至る場合がある。その他、血圧低下、徐脈、呼吸数低下が見られる。
神経損傷	電気が走るような痛みや痺れが生じる。皮神経損傷の場合は2～4週間程度で症状は軽快するが、まれに回復に2カ月程度を要することもある。
神経障害	穿刺時創傷の治癒過程で形成された組織癒着や皮下出血後の血腫などによる神経圧迫により伸展時等に神経症状を引き起こすことがある。駆血を強く長時間行った場合や、採血側の上肢を固定する際にも発生することがある。伸展等の運動時に痛み、痺れがあるほか、まれに運動障害や知覚障害をきたすことがある。
皮下出血及び血腫	採血時の穿刺と採血後の圧迫（止血）が適正に行われなかった場合に起こる。小丘状の出血斑から皮下に浸透し、腕の運動により拡大し広範な出血斑や血腫になることがある。
穿刺部痛	穿刺時創傷の炎症及び組織癒着による周辺組織等の引きつりなどにより発生する。穿刺部に限局した強い痛みが持続する。また、穿刺部の圧迫痛や穿刺部周辺の牽引痛がある。
クエン酸反応	成分採血時、相当量のクエン酸ナトリウムを使用した場合に発生する。口唇、手指の痺れ感、寒気、気分不良で始まり、さらに体内にクエン酸が返血されると悪心、嘔吐、さらにはけいれん、意識消失に至ることもある。
RSD (反射性交感神経性萎縮症： Reflex Sympathetic Dystrophy)	神経や骨・軟部組織の損傷後に起こる疼痛などの症状が異常に蔓延する症候群。症状は単一の末梢神経領域に限らず広がり、原因となった外傷の程度に比して重症である。四肢遠位部の持続性的特徴的な痛みと血管運動異常による腫脹があり、これらによる関節可動域制限が出現する。疼痛は受傷後まもなく出現することもあるが、一般的にはやや日数が経ってのことが多い。症状は傷の程度に比べ強い。

(日本赤十字社採血基準書より厚生労働省作成)

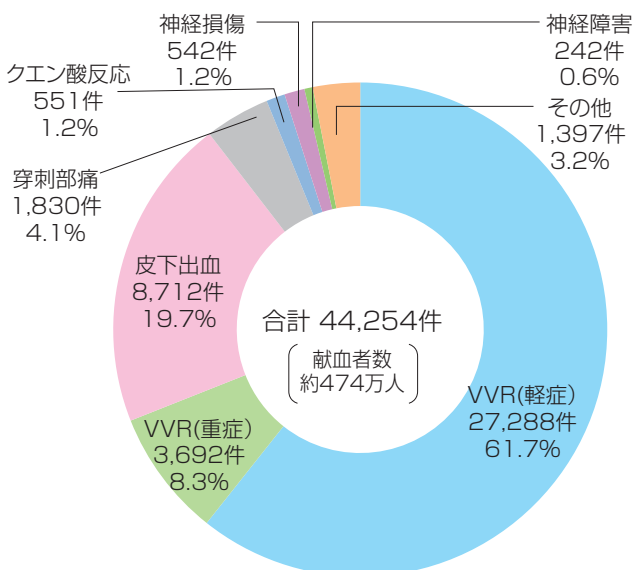


図2-14 平成30年度の献血者の健康被害発生状況  
(日本赤十字社提出資料より厚生労働省作成)

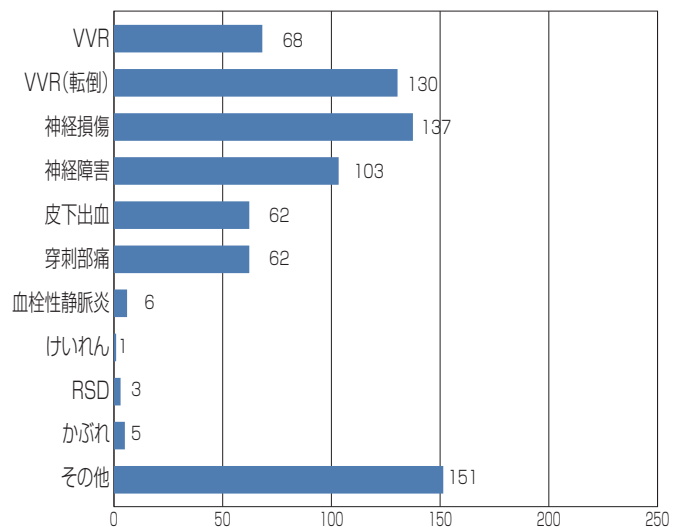


図2-15 平成30年度に医療機関を受診した人数(728人)  
(「献血者健康被害救済制度」の対象となるもの)

社の各血液センターで医療費等が支払われていました。

しかし、補償の公平性及び透明性の向上を図る必要性が指摘され、「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」（平成18年9月20日付け薬食発第0920001号厚生労働省医薬食品局長通知別添）に基づき、平成18年10月から、献血者の健康被害に対し適切な救済が行えるよう、国の適切な関与の下で、日本赤十字社において「献血者健康被害救済制度」が開始され、医療費や医療手当（交通費など医療費以外の費用を補填するもの）等が支払われています（表2-2）。

図2-15は、当該制度に基づいて、平成30年度

に医療機関を受診した事例の症状別内訳を示していません。

表2-3は、当該制度に基づいて日本赤十字社が給付決定した献血者の健康被害の態様を入通院日数ごとに分類したものです。医療機関を受診を要する健康被害であっても、大半は数日間で終結していることが読み取れます。

一方、ごく一部ですが、長期の通院等を要する例も存在しています。

表2-2 「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」（概要）

(1) 給付の項目及び対象者

- ① 医療費及び医療手当 採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等
- ② 障害給付 採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等
- ③ 死亡給付 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族
- ④ 葬祭料 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者

(2) 給付額等(令和元年12月1日時点)

給付項目	給付額等
医療費	病院又は診療所を受診した場合、その医療に要した費用を補填するもの。
医療手当	病院又は診療所を受診した場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。その額は、1日につき4,600円、月ごとの上限を36,800円とする。
障害給付	後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付するもの。その額は、給付基礎額8,800円に障害等級1～14級に応じた倍数を乗じて得た額(440,000円～11,792,000円)とする。
死亡給付	採血によって生じた健康被害が原因で死亡した献血者等の一定の範囲の遺族に対して一時金を給付するもの。その額は、48,888,000円とする。
葬祭料	葬祭を行うことに伴う出費に着目して、葬祭を行う者に対して給付するもの。その額は、209,000円とする。

表2-3 献血者の健康被害の様態別発生件数と入院日数の状況(平成30年度)

	VVR	VVR (転倒)	神経 損傷	神経 障害	皮下 出血	穿刺 部痛	血栓性 静脈炎	過敏気 症候群	アレルギー 反応	クエン酸 反応	RSD	かぶれ	けいれん	その他	総計	
通院	1日	50	87	58	44	36	30	4	0	0	0	3	0	91	403	
	2日	12	17	27	19	10	13	2	0	0	1	1	1	26	129	
	3日	1	11	24	18	4	7	0	0	0	1	0	0	16	82	
	4日	1	3	12	7	3	4	0	0	0	0	0	0	6	36	
	5日	1	2	5	3	6	4	0	0	0	0	0	0	3	24	
	6日	0	4	2	5	1	3	0	0	0	0	1	1	0	1	18
	7日	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	8日～14日	0	3	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	14
	15日～30日	0	1	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	11
	31日以上	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	65	129	137	103	62	62	6	0	0	0	3	5	1	149	722	
入院	1日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2日	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	
	3日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4日	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	5日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8日～14日	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	15日～30日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	31日以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
合計	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
入・通院合計	70	133	137	103	62	62	6	0	0	0	3	5	1	151	733	
重複	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
実績件数	68	130	137	103	62	62	6	0	0	0	3	5	1	151	728	

※日本赤十字社が加入する賠償責任保険により給付がなされる場合を含まない